

日銀業第270号
2024年6月10日

補完当座預金制度対象先 御中

日 本 銀 行

「補完当座預金制度に関する細則」の一部改正に関する件

補完当座預金制度の対象先による同制度における利息（以下「利息」といいます。）の金額の確認方法および利息の入金時刻を変更することに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

本件改正に伴う変更内容につきましては、日本銀行ホームページの「業務上の事務連絡」に掲載している[「補完当座預金制度における利息の金額の確認方法等にかかる一部変更について」（2024年5月16日付日銀業第233号）](#)をご参照ください。

なお、地域金融強化のための特別当座預金制度における利息の取扱いに関し、本件に伴う変更はありませんので、念のため申し添えます。

以 上

「補完当座預金制度に関する細則」 中一部改正

- 6. を横線のとおり改める。

6. 利息の支払方法

- (1) 日本銀行は、付利対象積み期間ごとの利息について、当該付利対象積み期間の起算日の属する月の翌々月の20日（その日が休業日の場合にはその翌営業日とします。以下「入金日」といいます。）の午後2時30分までを目途に業務開始後速やかに、対象先の本店等の当座勘定または準備預り金口座への入金を行います（摘要は「預り金利息（摘要コード190）」とします）^(注)。

(注) 略（不変）

- (2) 対象先は、入金日に日本銀行が入金を行う金額について、当該先が算出した金額との照合を希望する場合には、当該入金日の3営業日前の日の正午以降、日本銀行^(注1)に対して電話により連絡してください^(注2)。

(注1) 略（不変）

(注2) 対象先の本店等が日本銀行との間で日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」といいます。）を利用して当座勘定取引を行う先である場合には、入金日の2営業日前の日の業務開始後速やかに、日銀ネットにより対象先の本店等に対して入金を行う金額を通知します。通知の出力例等については、「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」を参照してください。